

「女子差別撤廃条約のより深い理解のために」

日本は、国籍法の改正や雇用機会均等法の制定などの国内法の整備を経て、1985年に女子差別撤廃条約を批准しました。しかし、日本の法制度には、今もなお女性が男性と対等の立場で人権を享受することを妨げているさまざまな課題が存在しています。そこで、KFAWは、「女子差別撤廃条約のより深い理解のために」をテーマに、女性の人権をグローバルな視点で考えるセミナーを開催しました。

第1部の基調講演では、スイスから国連女子差別撤廃委員会委員のパトリシア・シュルツさんをお招きして、日本がジェンダーに基づく差別を失くしていくうえで必要不可欠である選択議定書の批准についてご講演いただきました。第2部の質疑応答には、弁護士で国連女子差別撤廃委員会元委員長長の林陽子さんに加わっていただきました。市内のみならず、西日本の各地から参加して下さった皆さんから多くの質問が寄せられ、改めて女性の権利の保護に関する日本の現状について考える機会となりました。

日時 2018年10月4日(木) 14:00~16:00

場所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ4階 大セミナールーム

プログラム

【第1部】講演 「女子差別撤廃条約のより深い理解のために」

講師 / パトリシア・シュルツさん (国連女子差別撤廃委員会委員)

【第2部】質疑応答

回答者 / パトリシア・シュルツさん (国連女子差別撤廃委員会委員)

コメント / 林 陽子さん (弁護士・国連女子差別撤廃委員会元委員長)

進行 / 堀内 光子 (KFAW 理事長)

参加者 68名

【パトリシア・シュルツさん講演要旨】

女子差別撤廃条約は、あらゆる分野において、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保護しています。国は、差別の撤廃、性およびジェンダーの平等、女性の地位向上を確保し、女性の市民的および政治的権利、経済的、社会的および文化的権利を保障しなければなりません。しかし条約は、女性や NGO 等に対し、違反について苦情を申し立てる直接の権利は与えていません。

条約採択から20年目の1999年、国連総会で選択議定書という文書が採択され、2000年に発効し、国際的な実施措置に個人通報制度及び調査制度が加わりました。現在109カ国が選択議定書を批准していますが、日本は、選択議定書を批准していない75国のうちの一つで、OECDの中では、アメリカとともに批准していないたった2カ国のうちの一つです。

女子差別撤廃委員会は、日本に対して、すでに3回も選択議定書の批准を勧告してきました。日本は、2002年報告で、批准が「司法権の独立を含め、わが国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがある」と述べています。しかし、このおそれが妥当であるとすれば、国連人権制度に設置されているさまざまな個人通報及び調査制度を破壊してしまうことになります。

選択議定書が定める個人通報手続きと調査手続きの承認は、私たちが見てきた国際人権法上の進化の一部です。日本の選択議定書の批准は、日本の女性、男性だけでなく、アジア地域全体の女性、男性にとっても非常に重要で、政府が自らの人権へのコミットメントを確実にするという証しになります。司法がジェンダーに配慮することで、人類の半分を占める女性の差別



されない権利を守ることにつながるのです。

選択議定書が発効して18年経ちました。人権の保護における司法の基本的な役割は、国際的な審査を受け入れることによって強化されるのです。日本政府は、主権国家として、条約の締約国すべてによって選出された専門家で構成される委員会の審査を受け入れていただきたいと思います。

【林陽子さん発言要旨】



人権を守るのは国の義務ですが、公務員だけで全国民の人権を守ることは不可能です。どこにどういう人権侵害があるかということに気づくためには、被害者が申し立てをできる制度がないといけませんし、それをサポートしていく環境が必要です。日本の司法で救済されないならば国連機関からのアドバイスも必要だと思います。現在、109カ国が個人通報に入っていますが、実際に申し立てを受けたことのあるのは30数カ国です。その30数カ国がひどい人権侵害のある国かというところではなく、一番申し立てが多いのがデンマーク、

カナダなど人権先進国と言われる国です。こういう国に住んでいる人は教育程度が高く、情報の流通が自由で、表現の自由があります。自由に何でもできるということが個人通報を動かす基盤になっているのです。私は日本のような国こそ個人通報に入って、日本は民主主義国家であることを世界に示す意味があると思います。

